

日本銀行本店を勘定店とする市中流通拠点における貨幣の受払にかかる提出期限等に関する特則（市中流通拠点利用先用）

日本銀行本店を勘定店とする市中流通拠点における事務のうち、週次の受払希望量を勘定店に提出する取扱い、および勘定店から週次の受払希望量に係る決定内容を利用先に通知する取扱いは、「日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則（市中流通拠点利用先用）」3.（1）ロ. および（2）によらず、下記の定めによります。

記

1. 利用先は、貨幣の受払を希望する週の受払希望量を「市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表（週次）」に記載し、前週の月曜日（休業日の場合はその前営業日。）の正午までにファクシミリにより勘定店に提出してください。

なお、日本銀行は、「市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表（週次）」の内容について、提出期限後の変更を一切受け付けません。

2. 日本銀行は、「市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表（週次）」に記載された利用先からの受払希望量等を踏まえ、市中流通拠点において利用先と日本銀行との間で受払を行う日、貨種および数量ならびに他の利用先との間で融通を行う貨種および数量について、前週火曜日（休業日の場合はその翌営業日。）の午前10時までに、「市中流通拠点での貨幣受入・払出・融通連絡表」をファクシミリにより利用先に通知します。